

○議事日程 (平成二十四年十二月十八日第二日)

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 諸般の報告
- 日程第三 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 松永民夫

○出席議員

- 一 番 岩永義仁
- 二 番 長澤龍夫
- 三 番 大橋三男
- 四 番 三田正敏
- 五 番 吉田太郎
- 六 番 早崎百合子
- 七 番 野村永一
- 八 番 田中敏弘
- 九 番 松永民夫
- 十 番 皆川雅子
- 十一 番 中村辰夫
- 十二 番 岩瀬進
- 十三 番 水谷久美子

○欠席議員

- 十二 番 岩瀬進

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長 大橋孝
副町長 西脇正博

| | |
|------------------------|-------|
| 教育委員会 | 野村浩太郎 |
| 総務部長兼 総務課長 | 安藤淳一 |
| 総務部参事兼 総務部企画政策課長 | 問山孝通 |
| 総務部税務課長 | 田中信行 |
| 住民福祉部長 | 日比重喜 |
| 住民福祉課長 | 伊藤公一 |
| 住民福祉課長 | 松永博孝 |
| 健康福祉課長 | 高木久之 |
| 住民福祉課長 | 高木久之 |
| 生活環境課長 | 柏渕裕昭 |
| 産業建設部長 | 川地豊己 |
| 産業建設課長 | 川地豊己 |
| 農林振興課長 | 川地豊己 |
| 産業建設課長 | 加藤敏博 |
| 産業建設課長 | 伊藤博文 |
| 産業建設課長 | 伊藤博文 |
| 水道建設課長 | 西脇和信 |
| 水道建設課長 | 西脇和信 |
| 会計管理者兼 会計課長 | 伊藤幸 |
| 教育委員会事務局長兼 スポーツ振興課長 | 香川満 |
| 教育委員会 | 佐藤昌子 |
| 教育総務課長 | 佐藤昌子 |
| 教育委員会 | 藤田実芳 |
| 生涯学習課長 | 藤田実芳 |

消 防 長 小 林 恒 夫

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

| | |
|---------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 山 中 秀 樹 |
| 議 会 事 務 局 書 記 | 川 地 洋 子 |
| 議 会 事 務 局 書 記 | 稲 川 諭 実 彦 |

(開議時間 午前九時三十分)

○議長(松永民夫君) おはようございます。

平成二十四年第四回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には何かと御多用の中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

開議に先立ちまして、町民憲章の朗唱を行いますので、全員の御起立をお願いします。傍聴者の皆さんもお願いします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議の欠席者を報告します。

十二番 岩瀬進君より検査入院のための欠席の通告がありました。

ただいまから平成二十四年第四回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(松永民夫君) それでは日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、二番 長澤龍夫君、三

番 大橋三男君を指名します。

○議長(松永民夫君) 次に日程第二、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

○議長(松永民夫君) 次に日程第三、町政一般に関する質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、十番 皆川雅子君。

○十番(皆川雅子君) 発言の許可を得ましたので、二点についてお伺いいたします。

一点目ですが、養老改元一三〇〇年祭イベントについてであります。

親孝行のふるさとフェスタ、十一月十六日から十八日の三日間については、二〇一七年本祭成功に向け、多くの課題が見えたように思います。総括についてお伺いいたします。

三日間の結果収集の方法はどのようにされるのか。次に、その内容の中ですが、出店各ブースのいろんな結果が出ていると思いますが、それについての収集方法、それから交通整理関係者、これは渋滞とかいろいろあったと思いますが、そういった問題点の吸い上げ、それから住民の声等々幅広く収集をと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

二点目。本年は三日間を中心のプレイベントでしたが、次年度は年間を通して、各地域が、各団体が特色を生かした活動がプレイベントとして積み重ねていけるようにと思いますが、その点についての考えをお伺いいたします。

三点目ですが、養老の歴史・文化財等をまとめ、資料館、あるいは記念館を建設、養老改元一三〇〇年祭の意義をとどめてはと提案いたしますが、それについてのお考えをお尋ねいたします。

二点目でありますが、町民会館、そしてまた町の中心会館であります中央公民会館のバリアフリー化についてであります。

高齢社会が急激に進む中、町中心施設の利用を安心施設として利用可能な施設への声が聞こえております。町民会館登壇のための階段手すりの装着、それから一階部分通路のスロープ化、またトイレですが、洋式トイレの設置はと思います。そしてまた、トイレ入り口付近の階段のスロープ化、また男女別の複雑な入り口付近の解消をと思います。どのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

次に、中央公民館二階へのエレベーターは町民会館入り口の付近にあり、二階入り口より第五会議室付近への入り口に通ずる通路に屋根を設置と、入り口は自動扉にと思えます。高齢者も車椅子も利用可能な施設をと考えますが、バリアフリー化施設へのお考えをお伺いいたします。

以上、大きくは二点についてお尋ねいたします。お願いいたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） たいだいま、皆川議員の御質問にお答えをさせていただきます。

二つ御質問の内容がございましたが、私のほうからは一番目の一三〇〇年プレイベントについての総括について、二番目につきましては教育長のほうより答弁を行いますので、よろしく願いをいたします。

本年度の養老改元一三〇〇年プレイベントにつきましては、

「親孝行のふるさとフェスタ」と題し、十一月十六日から十八日にかけて開催をいたしました。

初日の十六日は、町民会館において、養老の日制定記念式典を開催し、養老の日制定に係る趣旨説明を行った後、町民栄誉賞や自治功労者、農商工業者等の表彰、元正天皇や養老改元（養老行幸）に関する内容の講演会などを行いました。

また、翌十七日と十八日は、会場を養老公園に移し、各種ステージイベントや物産展、お茶会、抽せん会などを行い、町内外からの来園者に養老改元一三〇〇年祭をPRいたしました。

議員各位におかれましては、当イベントの開催に当たり、お力添えを賜り、盛会のうちに無事終えることができました。町民の皆様を初め、関係各位に心から感謝とお礼を申し上げます。

さて、議員がお尋ねの件でございますが、今年度のプレイベントにつきましては、従来の「養老町産業フェスティバル」と「親孝行のふるさと養老秋まつり」という二つの催し物を基本に企画し運営、会場も養老公園を主会場としたところから、幾つかの課題も見えてまいりました。

現在、当イベントに対する問題点や課題点について、この催しを主催した実行委員会の委員を初め、物産展の出店者、町職員、それから岐阜県の街路公園課を通じて派遣されました警備員や交通整理誘導員にも意見を求め、その意見の取りまとめを行っているとところでございます。

また、イベント当日、養老鉄道や車で来園された一般の人々に対してもアンケートを行いましたので、その結果の一部を御報告させていただきます。

まず、このアンケートの調査期間は十一月十七日と十八日の二日間、対象者数は二百六十二名、調査方法は記入方式でありま

す。そして、このアンケートの結果によりますと、来園者の多くは、このイベントに対し好意的な意見を寄せていただきました。このフェスタの満足度を伺った結果、とても満足及び満足とお答えをいただいた方が、全体の八十二・八%でございました。その評価の高かった要因と申しますと、ステージイベント、特にオペレッタやバンド演奏、キッズコーナーの催し物がよかったです。二点目が、スタンプラリーがよかったです。それから養老町の物産展がよかったです。イベントの雰囲気が高かったです。それから五番目に、スタッフが親切だったなどが上げられます。しかし、課題としては、駐車場の位置がわかりづらかった。警備員の誘導が曖昧だった。会場は坂が多く、高齢者の移動にはつらい。それから四番目としては、雨天時のステージイベントを再考してはどうか。五番目、多くのボランティアスタッフを活用して、今回以上の細やかな来場者への心配りをしてはなどの意見をいただきました。

なお、今後の対応につきましては、先ほども申し上げましたが、関係者を含め多くの方からの御意見を取りまとめ、これらの意見や提案が、次年度のプレイイベントに十分に反映できるよう検討してまいりたいと存じますので、議員各位には、なお一層の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、三日間のイベントでございましたけれど、次年度、年間を通してというような御質問でございますけれども、養老町では本年六月に養老の日を定める条例を制定し、元号が養老に改元された十一月十七日を「養老の日」と決めました。そして、この養老の日の周知を図るため、今回のプレイイベントにおいて、養老の日制定記念式典を開催いたしました。町では、この記念式典を含む三日間のプレイイベントを養老改元一三〇〇年祭のキックオフとなる催しと位置づけており、二〇一七年の本祭開催に向けて、今

後さまざまに取り組みを展開していきたいと考えております。

なお、本年度のプレイイベントにおきましては、養老改元一三〇〇年祭の周知という観点から、行政主導的な企画・運営でありました。しかし、来年度以降は、町または実行委員会が主催するイベントの開催とともに、町民が自主的に企画・運営するイベント等の開催をも促していきたいと考えております。

そして、地域における自主的なイベントの開催を促すため、具体的には、養老改元一三〇〇年祭の意義について、広報媒体を有効に活用しながら広く町民等に啓発するとともに、各地域や各種団体、町民有志がこの祭の趣旨に賛同し、自主的にイベント等を企画・実施する場合は、この事業費の一部を助成するなどの支援策を講じていきたいと考えております。

また、民間のイベント、地域で開催される四季折々の催しや祭等に養老改元一三〇〇年祭を冠につけるなど、関連イベントを募って、本祭開催への機運を高めていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、養老改元一三〇〇年祭については、今年度が幕あけの年であります。今後も、この祭の趣旨を町民の皆様が御理解いただくとともに、毎年開催するプレイイベントでの問題点を次年度のイベントでは克服できるよう検討を重ねてまいりたいと考えます。そして、誰もが気軽に参加、参画のできる手法を心がけ、本祭に向けて取り組んでまいりたいと存じますので、皆様の御理解や御支援をお願いいたします。

また、三番目の歴史文化財等資料館の建設等についての御質問でございますけれども、現在、養老町で保管している古文書については、専用の封筒、箱に入れ保管しております。また、遺跡資料においても、プラスチックのコンテナに名称等を記入して管理しておりますが、十分な保管場所を確保できない状況であるた

め、新年度において、現在の中央公民館の一部、元管理人室でございませけれども、新たに収蔵庫に改築して利用していけるように進めております。

さらに、今年度並行して、養老公園を中心とする歴史資料の整理とデジタル化も行い、養老町における観光や文化財の保護・継承に活用可能な資料整備も進めております。

そして、今までにアーカイブ事業で行いました主な成果は、現状が養老町のホームページの中にあります歴史文化資源のバナーを開いていただきますと、歴史・文化財等に恵まれた養老町を一つの博物館として捉え、紹介しております。

今後の方針としては、歴史的文化財が町民のかけがえのない財産であることを認識し、これらの保存活用を第一に考えた上で、養老町全体を考慮し、養老町の将来像の創造に取り組んでいく必要があります。

そのため、資料館の建設につきましては、すぐにはいきませんが、先ほど御説明した状況や、本年度において区長会より全地区共同提案で薩摩義士役館跡への資料館の新設や、歴史民俗資料展示施設の新設要望等も踏まえ、今後も引き続き重要課題として考えてまいります。

さらに、一三〇〇年祭の意義をとどめてはとの提案につきましても同様に捉えていく必要があると考えますので、御理解をお願いいたします。

二番の質問につきましては、教育長より答弁をさせていただき、私のほうからは以上でございます。

○議長（松永民夫君） 野村教育長、答弁。

○教育長（野村浩太郎君） それでは、町民会館、中央公民館のバリアフリー化についてのお尋ねにお答えをいたします。

まず、町民会館の舞台への登壇についてでございますけれども、現在の階段は固定式ではなく、移動式でございます。そこへ手すりを取りつけるということは非常に危険が伴う、あるいは固定式でつければ、今度は舞台が見えにくくなるかという問題がございますので、これは少し困難ではないかというふうに考えております。

また、一階部分の第二入り口通路のスロープ化についてでございますが、これについては平成十八年六月二十一日、法律第九十一号に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、通称バリアフリー新法と申しますが、これが施行され、また平成十八年十二月に同法と交通バリアフリー法が統合されてバリアフリー新法として施行されております。

その中で、利用円滑化誘導基準、いわゆるバリアフリーの好ましいレベルとして、建築設計上の主な具体的注意事項の中にスロープの勾配についての指針が示されており、この通路の高低差では、この町民会館の通路の長さが不足しております。したがって、十分な安全な勾配のスロープが確保できません。したがって、車椅子利用者や御高齢者が登壇される場合は、前もって楽屋側から舞台袖にてお待ちいただくことで対応していきたいと。今も部分的にはそうしておりますけれども、これから表彰等でたくさんの方が登壇される場合に、事前にお伺いをしながら御要望にお応えをしていきたいというふうに考えております。

次に、洋式トイレの設置でございますが、これについては我々も必要性を従前から考えておりますけれども、現在、一階ホールに男女各一カ所、楽屋に男女各一カ所、身障者用が一、二階におのおの一カ所設置しております。

また、和式トイレにおいては、男女合わせて一階に九カ所、二

階に五カ所、図書館に三カ所が設置されておりますが、この洋式トイレの設置については、現在のトイレをすぐ全部直していくというわけにはなかなかまいりませんし、それから洋式トイレにしますと、和式よりもちよつとスペースが広くなりますので、数が減ってしまうという問題もございますので、そういう洋式化という方向で慎重に検討して、できることから進めていきたいというふうに思っております。

また、トイレ入り口付近の階段のスロープ化でございますけれども、これについては入り口の間口が非常に狭く、奥行きも短く、手洗い部分までを含めたスロープ化ということでございますので、もう一度、十分設計上のことなどを精査した上で検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、もう一点のトイレ男女別の複雑な入り口付近の解消でございますが、先ほどの説明の中にもございましたが、この部分、非常に間口が狭く、奥行きも短いということで、大変複雑で、皆さんに御迷惑をおかけしておるわけですが、現状での対策としては、男女別のネームプレートをわかりやすく明示していく方向で考えていきたいというふうに思っております。

それから今度、二点目の中央公民館の二階の件でございますけれども、高齢者の方や車椅子利用者の方が町民会館にありますエレベーターを利用して二階出入り口より中央公民館の二階、第五会議室のほうへ移動する通路に屋根の設置をというところでございますが、これは二階に渡り廊下を新設するに当たり、中央公民館（昭和五十三年建設）、それから町民会館（平成三年建設）が確認申請上一体の建築物となっております。これについては、建築基準法が昭和五十六年に大幅に変更された関係上、構造計算上、荷重の変更が認められておりませんので、これ以上、屋上に何ら

かの構造物を建設して荷重がふえるという設計はできないことになっております。

また、消防法も現在の基準では、中央公民館棟と町民会館棟は別個の建物であります。これが板を渡したような形で今、接続してあるんですが、消防法の基準では、それを一体のものともみならずということではできないということになっておりますので、あの部分に屋根をつけるということについては、法律上ちよつとできないということでございます。

また、中央公民館二階第五会議室付近の自動扉ということでございますが、利用者数など、現在の利用状況を踏まえますと、現状のままではお願いしたいというふうに存じますが、将来的にはその状況の変化等も十分検討しながら考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔十番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） 三日間の結果収集の方法につきましては、ただいま細かく聞いていただくということで御答弁いただきました。ただし、この三日間の結果収集というのは本当に幅広く、ことしが初年度ですので、いろんなところで気づいていると思しますので、今も御説明いただきましたが、できるだけ住民に幅広く聞いていただきたいと、このことを強くお願いしたいと思います。それから、出店各ブースについてですけれども、今回産業祭がなくなつて、あそこで一緒にやるということで、それに対して出店する団体の中で、私も一緒に朝七時ごろからずうと終わるまで一緒にやったんですが、その中で、やはり車が混み合うということを危惧して早く搬入をしなきゃいけない、そういうこともありました。また、何とか出店する人たちは産業祭にまさるとも劣

らないようにという気迫が感じられました。本当にありがたいことだと思ひながら見守っております。

その中で、各店の配置、それからお店自身の方向、それから配車、時間帯等々一日中頑張り抜いた担当者の意見も十分聞いていただきたいと思います。

それから、もう一点あったんですが、先ほどもお話しございましたが、あいにく十七日は雨模様でございました。これはもう想定外の苦労があったと思います。その点も含めて、雨対策は本當にしっかりとあつたのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

出店内容については、実際にやった方たちの意見ですが、ブースが並ぶ位置ですね。それが芝生の中にまで並んでいるわけですが、でも、できる限り文化的な広場、あるいはおもてなしの広場、それから物産展、いろいろ皆さんがブースで頑張った、そのお店自身のことなんですが、それはもうだあつと分けてばらばらになつていたわけです、今回。それをそうしないで、物産展なら物産展というふうにきちつとまとめていったほうが、お見えになった方たちにもわかりやすいし、買い物もしやすいという、どうでしょうかという意見も反省会をやりました後にいろいろと意見を伺いました。これはなるほどなあと思つたんですけれども、大事な、どうしてもこの店はこの置かなきゃいけないなあという部分がそうじゃなくてという話がありました。それから、案内所が非常にわかりにくかった、こういう面もございました。

そういった面で、今後ブースについて、方向とその場所について検討していただきたいと思います、その辺も一つ伺いたしたいと思います。

それから交通整理、今、県のほうの方も駐車場関係で御苦労願

つたというお話を伺いましたが、やはり十八日は本當に好天で大変な人出でありました。夕方四時ごろまで、役場付近まで渋滞があつたと後から伺つてびっくりしたわけでございますが、渋滞の主なる原因について、どう分析しておみえでしょうか。これは、参加する人たちの最も重要な足となる部分でございますので、この辺、伺いたしたいと思います。

それから、住民の声等々、幅広く収集する中で、シャトルバスについての意見がございました。それは、養老駅、養老鉄道を利用しようということの集中的なお考えだつたと思いますが、養老駅からこどもの国までのシャトルバス二台で三十分置きに運行されたということでございます。

参加したいという人たちの気持ちの中には、シャトルバスを使つていただくのであれば、もう少し駅だけに集中しないで、中心の中央公民館とか、あるいは総合体育館とか、そういったところも回つていただければ、町内の車で直接行くというようなことはなくて、シャトルバスを大いに利用して参加できるがなあ、これも一案だなと思ひながら伺いましたので御紹介させていただきますが、このシャトルバスの利用について、どのようにお考えでしょうか。今後のそういった意見がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

それから、年間を通してのプレイイベントの積み重ねにつきましては、奈良市に私、平成十九年六月に行つてまいりましたが、そのときに、私はこの養老改元一三〇〇年祭に対しての思いもありましたので、各地域でどのように盛り上げていこうとしてみえるんですかと聞いた部分がございます。そのときに明確に言われたのは、やはり各地域、各団体がそれぞれの持ち場でしっかり今やっていますということでした。

特に、そのときに行政関係が言ったのは、奈良市は少子化対策に全力で取り組んでいると、ワーストワンですと、今。それで、この解決に思って子育てのほうは全力でやっておりますということ。それから、それに対していろんな取り組みがされておりました。というような形で、これは一つの例ですが、各種団体がやはり特色を發揮してまちづくりへの力となっていくことが改元一三〇〇年祭を莊嚴化することと信じてやみません。

先ほども、年間通じていろんなところで助成しながら一三〇〇年祭の冠をつけてという本当にありがたい、本当にこういうけばいいなあという思いで伺っておりますが、こういった各種団体、特色を發揮するまちづくり、今、各地域までおりましたので、次は各種団体のそういった特色を生かしての取り組みについても伺いたいと思います。

くどくなるか、わかりませんが……。

○議長（松永民夫君） 済みません、端的にお願いします。

○十番（皆川雅子君） 町長のほうはそれでよろしいということでしたので、進めてまいりたいと思います。

それから町民会館のほうですが、町民会館のスロープ化というのは、もう数年前に質問したわけですが、そのときにエレベーターをつけていただきたいということで、そのときに町民会館に今のエレベーターが利用できるからということでしたわけであり

ます。ですから、このエレベーターを何とか利用できる方法をとりました。今、消防法とか何とかということがあるということ、ちょっと難しいということでございますので、何とかこれを利用できる方法を考えていただきたいと思っております。ますます高齢社会が進んでまいりますので、その点をお願いしたいと思います。

町民会館の件でも、今申し上げましたが、中央公民館と町民会館、特に洋式トイレについてはよろしくお願いいたします。

以上、追加の質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（松永民夫君） 問山総務部参事兼企画政策課長、答弁。

○総務部参事兼総務部企画政策課長（問山孝通君） 皆川議員の二回目の御質問についてお答えをさせていただきます。

先ほど、町長のほうから全体について御答弁をさせていただきましたので、それぞれの課題について、いろいろ皆川議員のほうから、この課題についてはどうするんだというような全体的なお話があったらと思うっております。

先ほど町長の答弁のとおり、現在、各出店のブースの皆様、それから交通整理員の皆様、それから実行委員会等構成いたしましたので実行委員の皆様から、それぞれに對しまして、よかった点、悪かった点、また来年度以降改善すべき点等について、御意見を今頂戴しているところでございます。ですから、その内容をきくと今の段階で御説明できませんので大変心苦しいわけでございますけれども、私、事務局として、今御質問をいただきました各点につきましては、それぞれいろいろな点で考えております。

特に雨天対策につきましては、今年度も雨天の場合はメインステージが使えませんが、どこで行うのがいいのかというようなことで、それぞれのステージイベントは中止せざるを得ないというものも多くあったわけですが、なるだけお越しいただいた方にイベントも見えていただいたほうがいいということで、テントの中で行ったというようなことでございます。また、来年度以降は、そのステージイベントの内容等につきましてもしっかりともう一度検討をしてみたいというふうに思っております。

それから、また各出店団体の皆様へのブースの位置につきまして、今年度は実行委員会の中で御協議いただきまして、最終的には皆さん御承認いただいて、そしてまた出店ブースの位置につきましてでも実行委員会の皆様に御協議を申し上げ、それぞれの団体が位置を選んでいただいたということでございますけれども、先ほど議員からの提案のとおり、それぞれの出店のブースの位置をきちっと決めてということも一つの案だろうとは思いますが、その点につきましては、また反省材料として、来年度に向かって検討してまいりたいというふうに思っております。

私も当初から、交通整理、また交通渋滞ということにつきましては心配しております、議員のお話の中にもありましたシャトルバス等を運行させたということでございますが、当初、議員からのお話にもありました、総合体育館だとか役場だとか中央公民館からシャトルバスを出したらどうかというような御意見もありました。御存じのように、養老公園へ行く道がどうしても県道一本しかないというように、渋滞の中にシャトルバスを走らせてもシャトルバス自体が動けないという状況でございますので、当初から私も養老鉄道を御利用いただいて、まず養老駅までお越しいただきたいと。そこからは会場までシャトルバスを出させていたただきたいというように考えまして、そのような形で運行させていただいたということでございます。

ところが今年度、確かに渋滞等もありまして、県の街路公園課のほうでも調査をしてくれまして、道路を使って御来場いただきました車での御来場者への誘導等についても、来年度以降、また検討していただけるといふようなことも聞いておりますので、その点はまた県の方とも御相談をしてみたいというふうに思っております。

それから最後になりますが、プレイイベントなり本祭を盛り上げるために、各地域や団体がしつかり行っていくように指導なり、また支援をしてはどうかというような最終的なお話でございますけれども、まさしく私も思っていることでございます。

ですから、先ほど町長の答弁の中にありましたように、私どもが広報活動を通じまして皆様にその趣旨を御理解いただくように、広報活動はさらに今以上に進めてまいりたいと思っておりますが、それとあわせまして、そのような自主的な事業を企画等していただけるような方、また企画、実行ということでございますけれども、そのような各地域であったり各種団体の皆様には、若干でございますけれども支援ができないかなということも現在考えております。

いずれにいたしましても、来年以降、まだ二〇一七年までは四年、五年とあるわけでございますので、その間に、皆様が広い意味で満足していただけるような大会になるように私どもも考えてまいりますので、また議員の皆様からの御指導等も賜りたいと思っております。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 二問目の質問、お願いでございましたが、答弁は要りますか。

○十番（皆川雅子君） いいです。

〔十番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） 資料館の建設についてであります。先ほど教育長のほうからアーカイブ事業についてもお話がございました。私もホームページ等々を見ましたが、非常に細かく、わかりやすく、すばらしいなあと思いつつながら拝見いたしました。

これだけの文化財、あるいは歴史、そういったものがあります

ので、何とかホームページ上だけではなくて、実際にこれを表に出せたらもっとすばらしいのではないかなと、このように思いました。

町民の意見の中では、養老町の歴史、あるいは文化について、これですよという説明をしたときに、どこへ行っているのかわからないという意見もございます。そういった面で、この一三〇〇年祭の一つの事業として、ぜひ資料館とそれから記念館、先ほども薩摩義士の記念館という話もございましたが、それらも全部一目でわかって行けるような記念館、資料館ができれば、もっと養老町からいろんな面を発信していけるのではないかなと、このように思います。

本当に、このホームページ上ではすばらしくまとめておっていただきますので、これをぜひ表に出せるような資料館、あるいは記念館をお願いしたいと思います。

その点についてのお考えをお伺いして、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 資料館の新設、それから展示施設等の新設については、町民誰もが望んでいるところでございますし、今までも何度もそういったお話も頂戴しております。

やっとアーカイブ事業として養老町の展示物等もいろいろとそろってまいりましたので、その方向に持っていきたいということでは思いますけれども、かなりの財政的負担を伴うということで、よく検討をして、財政との兼ね合いを考えながら考えていきたいというふうに思いますので、よろしく御理解をお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 以上で、十番 皆川雅子君の一般質問を終わります。

○議長（松永民夫君） 次に、八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） 議長に発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、二問質問をいたしたいと思います。

第一問目として、「くすり教育」の取り組みはについてであります。

二〇〇八年三月に文科省が告示した新学習指導要領に基づき、医薬品の正しい使い方を教える「くすり教育」が本年四月から全国の中学校で完全に義務化されました。三年生を対象に、保健体育の授業で年間一ないし二時間割り当てられ、氾濫する情報から本当に必要な知識を選び出し、いかに適正に薬を使って自身の健康を守るか、そんな力の養成が期待されています。

くすり教育が始まった背景には、以前より簡単に医薬品を買える状況があると思われれます。軽い不調を自分で手当てするセルフメディケーションの考えから薬事法が改正され、二〇〇九年にはコンビニやスーパーが一部医薬品の販売を始めました。比較的安価な整腸剤や風邪薬なら、中学校でも薬剤師を通さず買い求めることができるようになりましたが、一方で正しく医薬品を使える生徒は多くないのが現状であると思われれます。

製薬会社十九社で組織する薬の適正使用協議会が小・中学生を対象に実施した調査では、お茶やコーラでの服用経験がある四十二％、飲み物なしでの服用が二十八％、自己判断での服用が二十一％、また医師が処方する医療用医薬品と一般用医薬品の違いについては中学生の七％しか知らなかったとしています。また、養護教諭に聞いた別の調査では、二割から生徒間での薬のやりとりがあるとの報告もあり、中学生が酔いどめや目薬など医薬品を共有する実態が浮かび上がりました。薬の適正使用協議会では、手

軽に薬を買うからこそ正しい使い方を学ぶ必要が出てきたと、教育の重要性を強調しています。

そこでお尋ねいたします。

一点目、町内中学校生徒の実態・状況を把握しているか。二点目、「くすり教育」は実施されたのか、また未実施であれば、今後の実施計画は。三点目、担当教諭に対しての研修会、指導案の作成予定はあるか。以上の三点について伺いたいと思います。

次に二問目です。空き家対策についてであります。

空き家が増加し、劣化、老朽化が進行、倒壊による事故や犯罪の温床になりかねないとして、適切な管理を所有者に義務づける空き家対策条例、または空き家適正管理条例を制定する自治体が相次いでいると、あるメディアは報道しています。

総務省が行った空き家調査によると、総住宅戸数五千七百五十九万戸に対して、空き家は七百五十七万戸、空き家率は二〇〇八年度では十三・一％であり、前回調査より増加しているのが実態であります。そして今後、二〇二八年には二十三・七％になるとの研究報告もあり、空き家の中で最も多いのは賃貸用住宅であり、長期不在、取り壊し予定の住宅も二百六十八万戸と三十五％を占めています。更地にすると固定資産税が数倍にはね上がるという税制上の問題も影響していると思われまます。

このように、老朽化した空き家は全国各地にあり、自然災害、台風、積雪等ですが、これによる倒壊や崩壊、屋根材、外壁の落下、または火災といった防災上の問題だけでなく、犯罪を誘発したり、ごみの不法投棄、衛生の悪化、景観の悪化など多くの問題を引き起こしています。

このため、自治体によっては所有者に適切な管理を義務づけたり、強制撤去の代執行を盛り込んだ条例を制定する動きが広がっ

ており、これまでに十六都道府県、三十一自治体で制定されたと報じています。

そこで、我が町に目を向けたとき、やはりあちらこちらに空き家、空き店舗、空き倉庫が点在しているのが確認できますし、ある地区においては通学道路沿いに空き家倉庫があり、壁材も朽ち果て、強風にあおられれば今にも飛散し、通学児童たちにとっても危険と隣り合わせであり、早急に解決すべきと実感をしているところでございます。

このような状況の中で、我が町の今後の取り組み姿勢を次の五点についてお尋ねいたします。

一点目、空き家の現状把握はしているのか。二点目、現状を踏まえ、今後の対策計画はどうか。三点目、空き家対策条例の制定は考えているか。四点目、条例制定をしない場合、家屋解体や強制撤去の行政代執行は建築基準法で可能か。五点目、空き家を少しでも減らすために、程度のよい空き家、空き店舗を有効に活用するために空き家バンクを創設し、町の活性化に寄与すべきと考えるがどうか、お尋ねをいたしたいと思います。

以上で私の質問とします。

○議長（松永民夫君） 野村教育長、答弁。

○教育長（野村浩太郎君） それでは、ただいまの医薬品の教育に関する御質問についてお答えをいたしたいと思います。

議員がおっしゃいましたように、近年本場にさまざまな医薬品が安易に子供でも手に入る状況の中で、必要性を感じながら、こういう教育が必要とされてきたわけでございますが、この件に關しましては、中学校では昨年、一昨年から新しい学習指導要領の移行措置が始まっておりまして、この点についての指導も、もう既に始めております。本年度から本格実施ということございま

すので、年間指導計画に基づいて教育を進めております。

まず一点目の生徒の実態を把握しておるかということですが、まずけれども、これまでの方向としましては、一般医薬品の日常的な常備薬に関する調査はしておりません。ただし、てんかんとかさまざまな精神疾患とか、それから非常に珍しい、その子供が抱える疾病に関する特殊な医薬品、あるいは定期的に、あるいは時間を決めて飲まなければならないという薬につきましては、保護者と連携をとりながら、細部まで適切な対応ができるようにしております。

今後は、この常備薬などの調査ということでございますが、これにつきましては、実は教科書の一時間目の冒頭に、子供に、例えばこういう質問が教科書に載っております。例えば、痛みがひどかったので、書いてあった使用量よりも少し多目に薬を飲んだと。それで丸かバツかと、そういう経験があるか・ないかとか、カプセルが飲みづらいので、中身だけを取り出して飲んだとか、同じような症状だったので、以前に病院から処方された薬の残りを飲んだとか、いわゆる議員から先ほど御質問のあったような、正しくない薬の使用法の経験について聞く問題が一番最初についております。

担任がこれにマル・バツを打たせて、全体でその数を把握しながら、子供が今の医薬品に対してどのような実態にあるのかというのをまず踏まえた上で授業を進めるといった構造になっております。

今後は、これを少し定期的にといいますか、年間の中でも定期的に取り入れながら回数をふやす方向で考える必要があるかなあというふうに考えております。

それから、二点目のくすり教育は実施されたかという件でござ

います。これは先ほど申しましたように、もう既に指導計画の中に位置づけて指導をしております。これは、中学校の保健分野で、第三学年で、東部中と高田中、ちよっと差があるんですけども、三時間から五時間程度、その学校の実態に応じた指導をしております。

このほかにも、学校の年間計画の中で、今非常に深刻な問題になりつつあります脱法ハーブ、あるいは麻薬中毒などの薬物乱用防止に関すること、あるいは喫煙、飲酒など、テーマを絞って、全校生徒を対象とする講演会等を薬剤師とか保護司さんとかを講師として、これまでも開催してきておりますので、今後もこれは継続していきたいというふうに思っております。

三点目の担当教諭に対しての研修会とか指導案の作成予定はあるかということですが、今のところ、特別に研修会を催すということはございませんが、ただ中学校の教諭、保健体育の教諭でございますが、授業に必要な薬剤知識については、事前の研究をして授業に臨むことになっておりますが、特に高度な専門的知識までということについては、ちよっと難しい面もございまして、例えば性教育などでは、もう既に実施しておるわけでございますけれども、体育教師、あるいは担任の教師のほかに、養護教諭、今回の場合については学校薬剤師などもゲストティーチャーとして同時に授業に参画してもらったりする方向を今後広めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 田中議員、二番目の空き家対策について答弁申し上げます。

まず、第一点の空き家の現状把握はしているかというところで

ございますけれども、現在、町では実態調査は行っておりませんが、総務省において五年に一回、全市町村を対象に、住宅・土地統計調査が実施されております。前回は二〇〇八年に実施された住宅・土地統計調査の結果においては、岐阜県全体の空き家数は十一万七千九百戸で、養老町の空き家数は千三百十戸でありました。

ただし、この調査では、住宅の定義が「完全に区画され、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」というふうにされており、そして、空き家に含まれるものとしては、四つほどございますけれども、一番目が、新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅。二番目が、新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅。アパート等々においては一室ごとということになっております。三番目に、別荘などどふだん人が住んでいない住宅、これも空き家でございます。四番目として、その他の空き家として、居住者の転勤や入院などで長期間不在となり、居住者が高齢のため住みづらくなって転居したり、死亡したりした後、これを使う人がおらず空き家になっているもの、建てかえなどのために取り壊す予定になっている住宅などがこれに含まれます。なお、所在地等についての把握はできておりません。

それから、今後の対策でございます。空き家で問題になりますのは、やはり将来的に誰も住む見込みがないにもかかわらず、賃貸や売却がされず、手入れもされずに朽ち果てていく住宅がふえていくことでございます。その悪影響として、風景・景観の悪化、防災や防犯の機能の低下、雑草や樹木の繁茂、ごみなどの不法投棄の誘発、火災発生の誘発などが上げられます。

これまで、空き家に関して町民から相談があった場合、ごみな

どの不法投棄なら生活環境課、火災予防上のことなら消防署、防災に関することなら総務課など、内容によって個別の課で対応をしておりますが、雑草が枯れたら放火の危険があるなど、複数の課にかかわるケースが多々あります。今後は、空き家の状況に応じて、緊急を要する場合には警察、消防、その他関係する部署の連携を図りながら、緊急対応する必要があると考えております。

また、空き家対策としては大きく分けて二つになると思います。一つは、空き家があることよって外部に悪影響をもたらすような空き家の撤去を促進するという方向性であり、その対策の一つに条例を定めるケースがございます。二つ目は、活用可能な空き家について、その利用を促していくという方向性で、その施策として空き家バンクの仕組みがございます。

まず一点目の条例の制定についての考えはあるかということでございますけれども、この条例の内容につきましては、所有者に適正な管理を義務づけるとともに、住民から管理不全な空き家に関する情報提供があれば、町が実態調査を行い、所有者に助言や指導、勧告ができるとなっております。

ただし、空き家が発生する状況は、個々のケースにより異なります。空き家はあくまで所有者の財産であり、空き家があるというだけで問題にすることはできません。

例えば、空き家や管理不全な状態の定義をどのようにするのか、一戸建てをいうのか、それとも倉庫なども含めるのか、また時々帰ってくる場合も含めるのか、実態調査は敷地内に立ち入ることまで含めるのかなど、難しい問題もあります。

現状では、条例の制定を考えてはおりませんが、今後は空き家の所有者が責任を持って空き家の適正管理を行う契機となるよう、条例の制定について考えてまいりたいと思います。

それから、四番目でございますけれども、条例なしの場合、強制撤去の代執行等ができるかということ。建築基準法で可能かどうかということでございますけれども、建築基準法第十条第一項におきまして、「建築物の敷地、構造または建築設備について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、または著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替え、使用中止、使用制限その他の保安上または衛生上必要な措置をとることを勧告することができる」とあります。また、二項では、「勧告を受けた者が適正な理由なくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときはその者に対し、相当の猶予期間をつけて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる」とあります。

したがって、建築基準法上では、自治体は著しく危険な建物の撤去等を所有者に命令をできませんけれども、具体的に撤去に至る手続についての規定はございません。

最後に、空き家バンク等をということでございますけれども、空き家バンクと申しますのは、自治体が地元住民の方から住宅の空き室、空き家に関する情報提供を受けるなど、移住・定住者向けの物件を収集しまして蓄積し、ウェブサイト等を活用して、これらの物件情報を公開するものであり、全国的には人口減少が激しい過疎地域などにおいて、移住・定住を促進するのに有効な手段として活用をされております。

昨今、人口減少社会に入り、地域が活力を持ち続けるためには、現在の人口を維持していくことが不可欠でございます。この移住・定住の意義としましては、その受け入れが多い地域では、人の移住に伴って、物、金、情報の流れを変えることになり、その

地域への経済的な波及効果は大変大きなものがあります。また、人口減少による地域経済の縮小がさらに人口を減少させるといった負の連鎖に歯止めをかけるのにも効果的であると考えられます。

しかし、移住・定住事業は、観光等による本町への訪問や交流から始まり、短期滞在、長期滞在を経て、最終的に移住・定住へとつながるといふ息の長い取り組みでもあります。

このため、今後は近隣市町の動向を踏まえ、この空き家バンクが人口減少の抑止策や地域振興策として効果が高いと判断するに至れば、行政として関係機関と連携して前向きに取り組んでいきたいと存じます。以上でございます。

〔八番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） ちよつと再質問ですが、一点目の「くすり教育」についてでございますけれども、今、計画を立てて取り組んでみると、今、教育長のお話でございましたが、私もライオンズクラブへ入っております、その中に事業委員会がございます、薬物乱用防止委員会というものがございまして、毎年、養老町内の中学校の二校、それから海津市の中学校の二校へお邪魔して、薬物乱用防止教室を開催しておりますが、私も昨年、初めて参加させていただきまして、非常にこれは意義のあることだなあと、この「くすり教育」とはちよつと違いますんですけれども、非常に生徒たちも興味津々といえますか、真剣に聞いてくれました、その中で、やはりそういう「くすり教育」という話も出てこなかったもので、そういう機会を通して我々一般人も議会人としてこういう機会を有効に活用していきなあと、このように思っておりますのでございますし、この教育をすることによって、

やはり薬についてはいろいろ注意書きがございますね。それをきちつと読むようになったりとか、保管場所をきちつと守ってやる、もちろん有効の消費期限は守るのは当然ですけれども、そういった姿勢が出てきたと、本当にありがたいなあと、このように思っておるところでございます。

ちよつと、よその岐阜の教育委員会が、インターネットで報道しておりましてんですけれども、岐阜市に薬科大がございますね。薬科大と教育委員会と提携をして、子供たちにどんな教育をしていこうかというようなことを協議の上でまとめられて、岐阜市内全部の中学校に配られたと、このように報じておりますし、そういったことで非常に生徒たちも意識改革が進んでいったと。

基本は、薬を飲むには必ず水で飲むようにと、これが最終の結論でございますので、ジュースで飲んだり、お茶で飲んだり、それから水でなく直接薬だけ飲むと、こういったことではいけないので、そういった教育が徹底できるように、さらなる教育をお願いいたしたいと思えます。

それから空き家の件ですが、これは非常に難しい問題に今後はどうなっていくかと思えますけれども、いろいろなケースがございますけれども、一つだけちよつと質問したいんですが、いわゆる維持管理ができないということ、その建物が古くなってしまつて、もう町へ寄附したいという申し出があった場合に、その建物は使用ができないということで、処分は町が行つて、土地は町に寄附すると、こういった場合に、どういうふうな方向づけをされるかという、姿勢をちよつとお尋ねしたいんですけど、よろしくお願ひします。

○議長（松永民夫君） 一問目、答弁要りますか。

○八番（田中敏弘君） 要りません。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 町への空き家の寄附という、土地つきというふうに捉えてよろしいでしょうか。

ある種、寄附をいただくということは、土地として財産がふえるということにもなるのかも思いますが、建物を買収する負担行為と土地を取得する、財産にするということとの兼ね合いもございしますが、不要な土地をあえて買うということに対して御理解がいただけるかどうかと、さまざまな問題点もあるかと思ひますので、その点、今後の課題とさせていただきたいというふうに思ひますので、よろしく御理解をいただきたいと思ひます。

〔八番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） 空き家バンクについて、再度ちよつとお尋ねしたいんですけれども、全国的にはいろんな取り組みをして、程度のよい建物であれば、これも町がやるということは、あつせんということですが、いろんな団体で程度のよいものなら、改修をして、その地域の人の集まりどころ、寄りどころにして、農家の例えばレストランとか、地域の茶の間にしたりとか、いろんなケースがございますが、やはりこういったことは今後どんどんふえるかと思ひますので、今すぐには言いませんけれども、こういったバンクも必要であろうかなあと、このように思ひますので、ぜひ取り組んでいただくように切に要望して、私の質問を終わります。

○議長（松永民夫君） 以上で、八番 田中敏弘君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は十時五十五分からいたします。

(午前 十時 四十分 休憩)
(午前 十時五十五分 再開)

○議長(松永民夫君) 休憩を解き、引き続き一般質問を続けます。

次に、十三番 水谷久美子君。

○十三番(水谷久美子君) それでは、発言の許可を得ましたので、通告に基づき二点で質問をいたします。

最初に孤独死ゼロのまちづくり施策と宣言をと題して、町長の見解を求めます。

ここ十年、毎年、自殺者数三万人という報道が社会問題化していますが、それと相当するくらい孤独死、孤立死、無縁死が多いという事実があります。今議会で、私は孤独死という言葉を使わせていただきますが、孤独死は決してひとり暮らしの高齢者だけの問題ではなく、多様な年齢層に広がっていることが地域社会にとり年々深刻な課題となっているのです。にもかかわらず、地域組織の弱体化や個人情報壁に阻まれ、市町村の対策が遅々として進んでいないのが現状ではないでしょうか。また、非正規労働などの雇用不安や、貧富の格差が広がる中で、地域に住む住民自身がこうした事態を改善していく有効な対策を見出せずにいます。私どもは、改元一三〇〇年祭の意義を最も有効に位置づける施策として、次の点で質問をいたします。

一点目は、当町の孤独死の実態について伺います。

二点目は、平成二十二年度から平成二十六年度を目標にした町域福祉計画や平成二十三年度から平成三十二年度を目標にした町第五次総合計画においては、孤独死の施策は希薄に思えますが、この施策について伺います。

三点目は、具体的に次の点で提言いたします。一つ目は、孤独

死一〇番通報システムづくりと孤独死予防センターの設立を求めるものです。二点目は、地域の新聞販売店などの連携や協定書の締結についてです。三点目は、孤独死を考える出前講座やシンポジウムを自治会単位で開催することです。四点目は、埼玉県は、ことしの一月から三月までの間に県内の孤独死が四件も起きたことに危機感を持ち、県内の自治体が孤立死防止のためにさまざまな対策を組もうとしています。これが平成二十四年度から平成二十六年度までの三年間を計画期間とした埼玉県の地域福祉支援計画ですが、タイトルには、誰もが安心して暮らせる支え合いの埼玉づくりと題されています。ページをめくりますと、第四章、支え合いの地域づくりとして、孤立を防ぐ取り組みの推進として具体的な内容が盛り込まれています。通告をしてありますので町長も目を通していただけたと思いますので、養老町も学ぶ点が多々あると考えるものですが、その点での見解を伺います。

二点目は、町立保育園の非正規雇用について伺います。

非正規雇用の保育士が二〇一一年度には全国の公立・私立保育所の八五・九%で働いていることが本年十一月九日に全国保育協会の調査で明らかになりました。公立保育所では、実に二人に一人が非正規で働いていることとなります。子育て支援の現場で、不安定な働き方の広がり懸念する声が上がっています。

そこで、次の点で伺います。

一点目は、当町における公・私立保育園の非正規雇用の実態と見解について。

二、当町における非正規職員の労働条件と社会保障について。具体的には、働く時間帯、一時金、通勤手当、夏期休暇、産前産後休暇、育児休暇などです。

三点目は、非正規労働の背景には、長時間保育や障害児保育、

未満児保育など、保育者の保育ニーズが多様化し、非正規保育士を雇い、対応せざるを得ない実態があることは承知しておりますが、当町における保育サービスの多様化の見解について求めます。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 水谷議員の質問にお答えいたします。

当町の孤独死の実態についてでございますけれども、一番目の孤独死ゼロのまちづくり施策と宣言ということの御質問でございます。

その中の一点目、当町の孤独死の実態についてでございますけれども、養老町内で誰にもみとられずに地域で孤立した状態で亡くなる孤独死の過去四年間の状況につきましては、平成二十一年度が十名、平成二十二年度が八名、平成二十三年度が九名、平成二十四年度が六名でございました。各年度の統計状況は、性別では男性が四十二％、女性が五十八％で、年齢別では六十五歳未満が二十一％、六十五歳以上が七十九％を占めており、年齢層では八十代が最も多く三十三％あり、五十歳以下も十二％ありました。

発見されるまでの期間で、最も長いものは二十六日であり、半月を超えるものは全体の六％を占めていた状況でございます。発見に至る経緯といたしましては、親族、民生委員、県の生活保護担当者の訪問や配食サービス従業者、電気検針員の通報、近隣者からの異臭による連絡等でありました。

二番目の町福祉計画、第五次総合計画における孤独死施策という質問でございますけれども、地域福祉計画及び第五次総合計画（絆プラン）における施策につきましては、地域行事への積極的な参加を促す人とのつながりづくりや地域の支え合い意識の醸成、民生・児童委員等による見守り活動の充実等、さまざまな施策を

複合的に実施することが必要であると考えます。

現在、各地域の民生・児童委員が、独居の老人宅を定期的に見守る活動や、かかりつけ医や服薬内容などを記した救急情報を専用容器で保管する「命をつなぐバトン事業」を実施していただいております。また、平成二十三年度末には社会福祉協議会各支部、区長、民生・児童委員の協力を得て、独居老人、障害者等、災害時に支援が必要な方の災害時要援護者登録台帳を整備し、情報の共有化を図ったところでございます。

孤独死一〇番通報システムと孤独死予防センターの設立について、埼玉県の取り組みに学ぶことの一環目でございます。

一つ目の孤独死一〇番と孤独死予防センターについてでございますけれども、千葉県松戸市の自治会が二〇〇二年に近隣住民の異変を知らせ合う孤独死一〇番を設置し、いざというとき隣近所が助け合うシステムを構築されており、さらには二〇〇四年に世話人の住民が交代で独居世帯の安否確認やサロンの運営などを行う孤独死予防センターを自治会及び社会福祉協議会が中心となって設置された状況下、地域の中で機運が高まるような体制づくりを考えていかなければならないと思っております。

二つ目の地域の新聞販売店との連携につきましては、日常的に郵便物、宅配物の滞留等、居住者の異変を察知するための最善の方法であると考えることから、販売店に協力を呼びかけてまいりたいと考えております。

三つ目の孤独死を考える出前講座やシンポジウムの開催でございますが、孤独死をする多くの人が、挨拶をしない、仲間がいないなどの住民との横のつながりが希薄になりがちであることから、地域のきずなを深める場となり、問題を解決するための出前講座やシンポジウムを自治会が主体となって実施していくためには、

区長会への働きかけをしまいいりたいと考えます。

四つ目に埼玉県に学ぶことでは、埼玉県では、安心・安全な地域社会を築くため、県民みんなで支え合う共助の仕組みをつくっていくため、孤立死防止フォーラムの開催や埼玉県住宅供給公社では新聞販売店、電気・ガス業者など民間業者の協力による見守りサポーター登録制度を実施しております。

岐阜県では、孤独死が過去十年間で三倍になっていることを踏まえ、社会的孤立の顕在化に対し、地域の絆の再生による安全・安心な地域づくり課題調査が本年実施され、調査結果の分析と課題の整理がされ、地域コミュニティーを重要施策として捉え、今年度から孤独死ゼロを目指した地域の絆再生による安全・安心な地域づくり懇談会が各県内の圏域ごとに開催されております。また、地域の絆づくり重点推進モデル地域として可児市若葉台地区が指定され、社会的孤立の防止・解消に向けた人材育成事業、地域の課題解決を支援する事業、地域の担い手を育成する事業を一体的に実施されている状況でありますので、その成果を見きわめながら、埼玉県の取り組みを参考としながら、町としての防止策を検討していきたいと考えております。

次に、二つ目の町立保育園の非正規雇用についての質問のうち、一番目の実態と見解ということでございますけれども、公・私立保育園の非正規雇用の実態につきましては、十二園全体で五十四名の四十三%、公立は三十三名の五十一%、私立は二十一名の三十四%でございます。

公・私立保育園につきましては、本来正規雇用が望ましいと考えますが、多岐にわたる保育ニーズに 대응することや、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律によりまして職員の純減を定めており、町定数管理計画において職員数を

平成二十三年度から二十八年度までに八名、三%減を目標としているために、臨時保育士に頼らなくてはならないというのが現状でございます。

次に、非正規職員の労働条件についてでございますけれども、非正規職員の労働条件につきましては、公立保育園は日日雇用職員の雇用、労働条件等に関する要綱、私立保育園では非常勤職員就業規則により定めております。働く時間帯は、公立は早番が七時半から十六時十五分、通常は八時三十分から十七時十五分であり、私立は始業の九時から終業の十六時の時間帯で各人別に定めております。

退職時の一時金は、公立にはございません。私立では一年以上の勤続者に、通勤手当は公私立とも支給することとなっております。

休暇の年次有給休暇では、公私立とも勤続年数に応じて設定されておりますけれども、夏期休暇、産前産後休暇、育児休暇につきましては、私立保育園について定めている状況でございます。

その次、三番目の課題でございますけれども、さまざまな保育ニーズに 대응していくためには、保育の質の維持・向上が求められます。課題といたしましては、第一に専門性と人間性、さらには責任のある正規保育士の確保が必要不可欠であります。行政改革による定員数の削減目標があることから、非正規保育士の増員を避けることはできない状況であり、保育士の質の低下を招くおそれがあると考えております。第二に、雇用の安定をさせるための見直しを図ること、第三に、よりよい仕事ができる労働条件を確保すること、第四に、正規と非正規との役割や責任の分担をより明確にすることであると考えております。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 再質問をお願いします。

一点目ですが、孤独死が全国的に深刻化していることを受けまして、厚労省がことしの二月から五月にかけて、孤独化防止のための通達を五回出していると聞き及んでいます。その内容について伺います。

二点目ですが、孤独化支援ネットワークの取り組みの立ち上げですが、先ほど、新聞店の関係では協力を呼びかけるというふうな内容で、協定書の締結とか、そういうような答弁はなかったわけですが、地域包括支援センター、あるいは区長、民生委員、在宅福祉事業者などに加え、ライフライン、電気、ガス、水道、新聞、牛乳及び乳酸飲料販売店、あるいは郵便局、金融機関など、地域とのかかわりの深い、接する機会が多い事業者の協力を得ることで、より多くの地域の情報が町に集約され、未然に防止されることが期待されるというふうに思っております。

この間の全国の孤立死を未然に防いだというような事例でも、今申し上げました内容でのかかわりが自治体に迅速に届いたということを鑑みると、私はお願いではなく、やはりもう少しそういうふうにお約束をお願いしたいというような、協定書というふうな言い方がいいのか悪いのかわかりませんが、そういうことをもつと町がお願いをして締結してもいいのではないかなということ、先ほど孤独死の実際の数値を教えてくださいわけですが、強くそのことを思いましたので、この点について再質問をいたします。

それから、保育士の関係ですけれども、平成二十四年度の保育士の配置基準、国が児童福祉施設最低基準により、ゼロ歳児はおおむね三人に対し保育士一人、一、二歳児はおおむね六人に保育

士が一人、三歳児は、おおむね二十人に保育士が一人、四、五歳児はおおむね三十人に保育士が一人と定めておりますけれども、この配置の基準では十分な保育ができないのが現実です。多くの保育園では、この配置基準の一・五から二倍ほどの保育士を配置しているのが実態です。

当町の公立保育園の子供の年齢及び障害児など、保育ニーズの対応などの配置基準はどうなっているのか伺います。

二点目は、この国の配置基準は今後見直されるべきと考えますが、その見解と国の動向について伺いたいと思います。

三点目は、財政があれば、保育士に限らず養老町の行政全般にわたり、非正規労働で公務を支える職員の社会保障の何に光を当てたいのか、町長の答弁を求めたいと思います。

○議長（松永民夫君） 松永健康福祉課長、答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（松永博孝君） 水谷議員の質問にお答えいたします。

孤立死の関係で厚労省から通達が出ておる件でございますが、二十四年二月二十三日付で個人情報情報の適切な共有についてということで通達が出ております。それから、二十四年二月二十七日付、これも地域において支援を必要とする障害児・者の把握及び適切な支援のための関係部局、機関等の連携体制の強化の徹底についてという通知、それから二十四年三月二日付では、地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための関係機関との連携体制の強化の徹底についてという依頼、それから二十四年三月八日付の通知では、地域包括支援センターにおける地域の高齢者等の把握及び適切な支援のための関係機関等との連携体制の強化の徹底について、それから五つ目、二十四年三月八日付の通知、地域において支援を必要とする高齢者等の把握及び適切な支援の

ための関係機関との連携体制強化の徹底についての五つが出ております。

それから、ネットワークの立ち上げについてでございますが、協力していただける事業者の方がございましたら、積極的にお願いしていきたいと思っております。

それから、非正規の保育士についてでございますが、必要数は先ほど議員がおっしゃられたとおりでございますが、公・私立を含めまして、必要数、加配十一人を含めまして三十八人となっております。私立、四十三人の必要数に對しまして、現在六十二名で一・四四倍、公立、必要数三十八人に對しまして六十五人で、これも一・四四倍となっております。

二つ目の国の動向につきましては、調査してございませんので、早速研究したいと思っております。

非正規について、これからのような光を当てるかにつきましては、町長のほうからお答えさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 賃金格差、非正規労働者のどの部分に光を当てていくかということだろうと思えますけれども、正規職員との違いは、やはり賃金格差と社会保障という面だと思えます。賃金格差につきましては、財政等、全体の予算を見ながら検討することになりますし、近隣市町の賃金をも参考に、一度見直しを行っていきたいと思えます。

また、社会保障の問題でございます。私立には夏期休暇、産前育児休暇等ございますけれども、現在公立保育園にはございません。これも、人事院勧告の中で見直しを示されておりますので、できるもの、できないものがあるかと思えますけれども、その動

向を踏まえて検討をしてまいりたいというふうに考えております。

〔十三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 最後の質問になると思いますが、情報は公的な機関がかかわればちゃんと機能していきまされども、私的に情報を集めようとしても集まりません。公的なシステムづくりの強制力が孤独死防止につながるというふうに思っております。ぜひ、町の計画の中に位置づけていただきたいし、私は先ほども一三〇〇年祭の記念講演の話がありましたけれども、その歴史の史実を学ぶ中で、改元一三〇〇年祭の意義を最も有効に位置づける、この養老町という地名にふさわしい施策は孤独死ゼロのまちづくりだと思えました。

宣言も含め、町長の見解を求めますし、先ほど言いました町内会のシンポジウムなどにもその意義を發揮して、そういう取り組みにも助成の対象にさせていただきたい、そういうことを思うわけですが、その点について伺います。

それから、先ほどの厚労省の通達の関係ですけれども、五回の日時をお話しされましたけれども、内容のおおむねこのようなことだと私は承知してはいますが、この見解でよろしいでしょうか。

個人情報保護法を固定的に解釈するのではなくて、もつと柔軟に解釈をせよということで、緊急避難的な人の生存にかかわる部分は柔軟に運用してよいと、横の連携もやりまされども、このような内容が五回の通達の内容だと思えますが、その理解でよろしいでしょうか。

それから、保育教育の分野で、養老町にも本当に非正規の雇用が年々多くなっていますし、先ほどの答弁の中でも、目標数値に近づけるためにいろいろと、行政から言えば努力をしているとい

うふうなことですけれども、人を育てる、あるいは育む現場で、今後さらに進むという、その現実に対して、保育教育の長でいられます町長、教育長の見解をお聞きし、質問を終わらせていただきますというふうに思います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 孤独死ゼロを目指すというのは、どの市町でも同じだというふうに思います。ましてや養老町は、老人だけではなく誰もが健康に暮らせる町を目指しております。一三〇〇年事業の中でもその位置づけをしているところでございます。また、それとあわせて、現在、自治町民会議という新しい自治組織を提案させていただいております。

そういった中で、きちんとした形でおっしゃるようなシステムをつくり、誰もが安心・安全で暮らせる町を目指す。ともかくにも今一番言われておりますのが、地域でのつながりということでございます。地域の力をかりなければ、行政だけでやっていっては孤独死ゼロというものはなくならないということ、地域の皆さん方の協働で取り組んでいきたいというふうに思っております。それからもう一つ、非正規職員についての問題でございますけれども、国のほうの法律として人員削減を義務づけられておりますけれども、同じ立場で働く職員として、正規・非正規を問わず、格差のある部分についての縮小は今後検討課題として是正するように努めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 野村教育長、答弁。

○教育長（野村浩太郎君） 幼稚園に関しても、今町長が申し上げました保育園の現状と同様の問題を抱えております。これまでも教育委員会としましては、町長部局に対して、なるべく正規職員の採用を多くしてほしいという要望をしておりますけれども、

先ほど説明がありましたように、町全体の正規職員の減少という大問題という中で、なかなか実現が難しい。その中でも、待遇の改善ということについても、町の基準がございますので、町長部局と連携を図りながら、先ほど町長が申し上げました、少しでもいい方向へという方向で、教育委員会としても努力していきたいというふうに思っております。

○議長（松永民夫君） 松永健康福祉課長、自席で答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（松永博孝君） 先ほどは言葉足らずで申しわけございませんでした。

水谷議員のおっしゃるとおり、個人保護法第十六条及び第二十条で規定してございまして、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるときに該当する場合は、これらの制限は適用除外となり、あらかじめ本人の同意を得なくてもよいとされているということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 以上で、十三番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

○議長（松永民夫君） 次に、一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 議長より発言の許可をいただきましたので、一点について簡潔に質問させていただきます。

今年度六月の定例会一般質問において、養老町における教育のICT化について質問させていただきました。残念ながら、町内の小・中学校におけるICT化は進んでいるとは言えない状況だということがわかったわけですが、今回は町内の公共施設におけるICT化について質問させていただきます。

現在、本町において、公衆無線LAN、いわゆるWi-Fiを

利用できる公共施設は一カ所もありません。モバイル機器の発達に伴い、利用者は年々増加しています。災害発生時における緊急情報の発信や収集に役立つことは、東日本大震災でも証明されています。

どうでしょう、住民サービス、防災の点から、本庁舎や自治会館等の公共施設にて利用できる無料の公衆無線LAN設備の設置をしませんか、お答えください。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 岩永議員の質問にお答えをいたします。

町内公共施設に公衆無線LANを整備する予定はあるかどうかということでございますけれども、それにあわせて、今後の公共施設におけるICT化に対する考え、また防災に絡めてということ、町ホームページのスマートフォン化への対応についてというようなことにお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、公衆無線LANの現状についてでございますけれども、平成二十四年度の町の事業ではございませんが、先日、中部ケーブルネットワークからの提案で、地域モバイルインターネット環境の向上及び大規模災害時の通信手段の確保が見込まれることから、中部ケーブルネットワークの負担によりまして、役場本庁、それから中央公民館の二カ所に公衆無線LAN、WiFiスポットの設置を予定でございます。CCネットにおきましては、三カ所を負担していただけるということで、三カ所目は総合体育館で調整をしているところでございます。

工事は本年度というふうにお聞きしておりますけれども、サービスの開始は来年度の予定ということで、時期そのものは明確になっておりません。

それから、ICT化の考えでございます。高度な情報化社会の

昨今、さまざまな分野の課題に対応するために、情報通信技術の利活用は不可欠なものとなってきております。一方、各公共施設は住民サービスの提供や交流の場としてだけではなく、災害発生時には避難所として重要な拠点となり、ICTを利活用したさらなる住民サービスの向上は、今後も検討していかなくてはならない課題であると考えております。

本町では、現在、公共施設間のインフラ整備について、CATV光ケーブルによる行政専用線を敷設しており、情報セキュリティ性の高い情報ネットワークを構築しております。

また、地区公民館等は生涯学習の場としてさまざまな講座や教育・教室等が行われたり、交流の場として住民の皆さんが集まったりする場所でございます。このため、そこから地域への情報発信の拠点となり得るよう、住民の皆さんへの情報発信をしていく端末の設置を検討していきたいと考えております。そして、住民の皆さんにとって、憩いの場であり、同時に情報収集及び発信の場となるようICTを利活用して、さまざまな情報発信を行っていきたくて考えております。

また、大規模災害時においては、公共施設の多くが避難所として重要な拠点となり、災害情報や安否情報などの情報収集が大変重要になります。現在、本町の公共施設には、テレビ、ラジオ、インターネット回線の敷設、防災無線を整備し、災害情報の収集を図る体制を整えております。しかし、避難される方にとって、家族の安否情報の収集は最も必要なことの一つです。さきの東日本大震災においては、地震発生後、すぐに携帯電話網に対する通信規制が行われ、携帯電話を通じての通話及び情報収集が困難になった事例があります。そんな中、公衆無線LANが整備されていた施設においては、メール等による情報収集が可能であったと

いう事例がありました。

前述したように、災害時において避難所となる公共施設は、避難者の望む情報が収集でき、さらにその施設の状況の情報発信など、大切な役割を担うこととなります。現在、CATV、インターネット、防災ラジオ等の設備は整っておりませけれども、公衆無線LANを整備することにより、新たな通信手段の確保にもつながります。今後、その設置について具体的に検討し、つける方向で検討をまいります。

それからもう一つ、町のホームページのスマートフォン対応についてということが質問の中にございましたが、これはよろしいでしょうか。

○一番（岩永義仁君） はい。

〔一番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 調べましたところによると、現在、県内の市町村で十二の自治体において、この公衆無線LANのサービスが始まっておるとのことです。ぜひ、十三番目の利用可能な自治体になれそうな、今御回答をいただきましたので、一日も早い実現をお願いするとともに、非常に費用対効果としても安価な設備でございますので、ぜひ数多くの防災拠点となり得る場所への設置を一日も早く実現していただきたいと思ひまして、ほとんど望みどおりの回答をいただきましたので、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（松永民夫君） 以上で、一番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

○議長（松永民夫君） 次に、七番 野村永一君。

○七番（野村永一君） ただいま議長の許可を得ましたので、通告に基づき三点で質問いたします。

それでは、まず一点目ですが、本町の公有財産の管理について質問いたします。

まず、用語の定義から入りますが、地方自治法第二百三十八条では、地方公共団体が所有する不動産、船舶、地上権、特許権、著作権等を公有財産と言います。公有財産には、行政財産と普通財産の二種類に分類され、行政財産は、公用または公共用に供し、または供することを決定した財産を言い、その性格上、貸し付け、交換、売り払い、譲与をすることはできません。普通財産は、行政財産以外の一切を言い、特定の用途または目的を持たず、貸し付け、交換、売却、譲渡をすることができます。

前置きが長くなりましたが、今回の質問はこの公有財産の中の普通財産の管理について質問いたします。

本町の普通財産には、地目別に田（現況田）一万九千九百四十四平米、田（現況畑）六千十三平米、畑（現況宅地）四万九千二百四十四平米、山林が一万千四百平米、雑種地が一万二千五百六十五平米などで、合計十二万三千九百五十平米を所有、管理しております、この数値は少なくとも平成二十年度から変動しておりません。ここで伺います。この地目もたくさんございます広大な面積を今どのように管理・運営しておみえになるのか。例えば耕作放棄地とか遊休地等になっていないかどうか、伺います。

二つ目は、先ほども述べましたが、普通財産は地方自治法では交換、売り払い、譲与等できると定められていますが、この普通財産の売り払いは一般競争入札が原則となっていますが、資産の有効活用のためにも、公売もしくは競売方法での売却の考えはないか伺いして、一点目の質問といたします。

二点目の質問に入ります。本町における清流の国ぎふ森林・環境税の考え方についてであります。

本県では、清流の国ぎふ森林・環境税を平成二十四年四月から導入し、県内の豊かな森林や清らかな河川が持つ広域的機能を将来にわたり享受できるように、新たに行う森林環境施設の財源としました。

税の仕組みとしては、県民税の均等割を納めている方から、個人は年額千円、法人は年額二千円から八万円で、約年間で十二億円、課税期間は五年間で、総額で六十億円の基金に読みかえらるというふうになります。六十億円になります。

税の使い方の主な事業内容としては、水源地域などの森林整備、里山林の整備、鳥獣害の防除、希少野生生物の保護、外来生物の駆除、流域河川清掃、河川魚道の機能回復、教育施設の木造・木質化、木製学習教材の導入、木質燃料ボイラーの導入、地域主体の環境保全活動や子供たちへの環境教育の実施など、森林環境活用想定事業があります。

ここで伺います。これは、一つは私のごく一部の提案ということになりませんが、よろしく願います。

一点目、本町にはたくさん公園があり、養老公園もその一つであります。間伐材を利用しての遊歩道整備、ベンチ、あずまやづくりなど、地域住民の参画を得ながらの活用がいかがでしょうか。

二点目、養老山麓の豊かな水を今後とも確保、維持するためにも、事業項目の一つである環境保全林整備事業へのこの基金の活用はいかがでしょうか。

三点目として、津屋川等、本町に幅広く生息するハリヨの保存を地域の活性化の一つとして、生物多様性・水環境の保全事業の

活用はいかがでしょうか。

四つ目として、各学校や幼稚園等の机や椅子の更改に「ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業」計画の活用など、いかがでしょうか。

以上を提案として、二点目の質問といたします。

三点目の質問であります。本町におけるPCB、ポリ塩化ビフェニルの処理状況について伺います。

ポリ塩化ビフェニル(PCB)は化学的に安定で、電気絶縁性にすぐれていることから、電気機器の絶縁油、トランス、コンデンサー、蛍光灯の安定器等、熱媒体、潤滑油、感圧複写紙などに広く使用されてきました。しかし、昭和四十三年に発生したカネミ油症事件をきっかけにPCBの毒性が社会的な問題となり、昭和四十七年に製造が中止されました。使用済みのPCB使用電気機器等は処理が行われるまでの間、事業者が廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物として適切に保管、管理することが義務づけられました。

しかし、国内ではPCB廃棄物の処理施設が整備されていないため、長期にわたって事業者が保管しなければならない状況が続いており、建物の建てかえや廃業、倒産等に伴うPCB廃棄物の紛失や不適正な処理による環境への悪影響が懸念されています。

こうした状況を踏まえ、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特別措置法)が制定され、平成十三年七月十五日に、平成二十八年三月までに廃棄処分するようにということで施行されました。

伺います。まず一点目、本町のこのPCBの状況は、また今まで廃棄処分した数量をお答え願います。

二つ目として、今後廃棄処分するPCBの保管している場所と数量はいかがでしょうか。

三つ目として、仮に廃棄処分することが決定しておりますたら、どれぐらいの費用がかかるかということをお伺いいたしまして、私の一般質問内容といたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 野村議員の質問にお答えをいたします。

まず、第一点目の公有財産についての中で、財産管理をどのようにしているかという御質問でございます。

普通財産の管理につきましては、これまで紙ベースの公有財産台帳で管理していたものを、今年度より公会計制度に伴う固定資産台帳のデジタル情報化への移行を進めているところでございます。

御質問の平成二十年度から二十三年度調書の田等の財産異動については、増減ともございませんでした。

また、二番目の遊休地等の、借地になっているか、有効活用の一つとして町民の皆さんにも公売もしくは競売方法等での売却の考えはということでございますけれども、普通財産については、既に有償あるいは無償での借地分を除いた土地については、経済的価値を發揮することによって、間接的に町の行政に貢献させるため、管理処分すべき性質のものとして売却処分を中心と考えております。候補となる土地について申し上げますと、高田地区の旧養南家畜跡地、山口会館東用地、笠郷地区の上之郷旧NTT中継所跡地、室原地区の花クラブ東用地等がございます。売却処分として現在も引き続き調整しております。

実際の売却処分には、売却金額、土地の状況、購入希望者があるか等の条件がおのおの異なっておりますため、売却処分の実施に時

間がかかり、実績としてはまだまだ少ないと思われましても、資産価値の高いもので、購入者も望める土地については、今後も積極的に進めてまいります。

二つ目の森林環境税についての考えでございますけれども、間伐材利用について、一番目の提案でございますけれども、清流の国ぎふ森林・環境税、平成二十四年度から平成二十八年まで五年間の期限つきで創設され、緑豊かな清流の国づくりが推進されているところでございます。

これに伴い、この森林・環境税を利用した森林・環境基金事業という事業がございます。その中には、環境保全林整備事業、里山林整備事業、木の香る快適な教育施設等整備事業等、さまざまな事業がございます。

当町の商工観光課におきましては、岐阜県大垣市、海津市、垂井町、関ヶ原町、揖斐川町、それから池田町、養老町ほか十一事業所で構成されました揖斐関ヶ原養老国定公園協会におきまして、平成二十五年以降にこの事業で有効に活用できる事業がないか、関係団体や関係課ともよく協議し、研究し、地元の理解や準備が整った地区から取り組めないかと考えているところでございます。

二番目の豊かな水を今後とも維持するための環境保全林整備事業の活用ということでございますけれども、環境保全林整備事業の活用については、本町は町の総面積の約四分の一を森林で占めております。森林の整備につきましては、平成二十一年三月に公表された養老町森林整備計画に基づき、森林の持つ水源涵養や災害の防止などの公益的機能を高めるため、県と連携し、間伐等の森林整備を進めているところでございますが、清流の国ぎふ森林・環境税を活用することにより、森林整備が一層加速されることから、現在、養老町沢田地内の山林について、森林・環境税を

活用した環境保全林整備事業によりまして、約三ヘクタールの間伐等の整備を実施しているところでございます。

また、来年度におきましては、沢田地内の五カ所において、約十ヘクタールの間伐の森林整備の実施を予定しており、県へ予算要望しているところでございます。森林・環境税を活用できる期間は五年間という制約がありますけれども、今後も森林・環境税の積極的な活用を行うとともに、地域の理解や要望を踏まえ、森林整備を推進してまいりたいと思います。

また、この環境税、ハリヨ等の実態調査を行って地域の活性化をということでございますけれども、養老町を代表する魚でありますハリヨは、環境省レッドリストで絶滅危惧ⅠのA類に選定されており、現在国内の生息地としては、既に絶滅したとも考えられており、現在国内の生息地としては、岐阜県西部と滋賀県東北部のみであることがわかってきております。

さらに、ハリヨは元来北方系の魚であり、水温が二十度を超える環境では生息できないことから、津屋川水系に生息するハリヨは世界的に見ても分布の南限にあることも指摘されております。

こうしたことから、ハリヨの生息実態を把握することは、養老町の美しい自然環境が保全されているかどうかを探る目安となるものであり、養老町の貴重な水生生物の生息域の実態を把握し、将来に継承することは、世界の生物多様性保全に寄与するだけでなく、養老町の美しい自然環境を保全する上でも非常に重要なことであると認識をしております。

そのため、町といたしましては、ハリヨを初めとする貴重な水生生物の実態を把握する調査方法について検討するとともに、岐阜県河川環境研究所などの調査結果を活用しながら、幅広い自然環境の保全を検討し、多様な生物が生息する養老町の自然環境を

次の世代に継承できるよう努力したいと考えております。

四番目の学校の備品の木製導入については、教育長のほうより答弁をさせます。

次に、三番目のPCBの処理の問題でございます。

PCBの処理状況についてでありますけれども、ポリ塩化ビフェニル廃棄物は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づきまして、先ほど議員のほうは二十八年七月までとおっしゃいましたけれども、先日、十年延長されまして、平成三十九年三月までに全ての処分をしなければならぬというふうに分けられております。

このため、高濃度PCB廃棄物については、県のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に登録をしまして、全国五カ所に設置された処理施設において、計画的に処分することとされております。この高濃度PCB廃棄物に係る処理施設の稼働のおくれにより、見直しや、当初PCBを使用していないとされていきました電気機器等にも微量のPCBが含まれているおそれがあることなどが判明して以降、その処理方法が定まらず、各施設での保管が義務づけられているところでありますけれども、平成二十一年度に環境省が微量PCB廃棄物に係るガイドラインを示しまして、平成二十二年六月に微量PCB廃棄物の処理施設が認定されるなど、その処理が開始されました。

東海地区のPCB廃棄物の処理につきましては、愛知県豊田市の日本環境安全事業株式会社において、愛知県、岐阜県、静岡県、三重県の四県分を順次処分していく計画となっております。

岐阜県内分についても平成二十年度から処理が開始されておりますが、平成二十五年度は本町を含む十市町村の登録された民間事業者を対象として、PCB廃棄物の処理がなされる予定でござ

います。

そこで一つ目の御質問の本町の実態把握数と今までに廃棄したPCBの数量についてでございますけれども、町として保管している数量でございますが、高圧トランス二台、高圧コンデンサー一台、それから蛍光灯安定器八十六台であります。また、今日までに廃棄したPCBを含む機器はございません。

次に、二つ目の質問の今後廃棄すべきPCBの保管状況についてでございますけれども、役場本庁、本庁二階機械室に高圧トランス二台と蛍光灯安定器三十五台、高田中学校キュービクル室には高圧コンデンサー一台と蛍光灯安定器二十六台、東部中学校階段下の倉庫に蛍光灯安定器四台、それから養老小学校二階理科準備室に蛍光灯安定器六台、それから広幡小学校西階段下倉庫に蛍光灯安定器十四台、養北小学校階段下倉庫に蛍光灯安定器一台が保管してあります。

なお、保管してある機器のうち、高濃度PCBを含む高圧コンデンサーは日本環境安全事業株式会社処理計画に従って、決められた年度に処理することになります。また、トランスは微量PCBを含むものであるために、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設で平成三十九年三月までに処理する予定であります。蛍光灯安定器につきましては、再度PCBが含まれているか確認の上、計画的に処理準備を進めてまいります。

また、本町の土地改良施設では、五三排水機場に四台、旧十三ヶ村排水機場に二台、大巻排水機場に二台、それぞれ高濃度PCBを含む高圧コンデンサーが保管してございます。微量PCBを含む機器は、五三（小坪）排水機場に三台の遮断器、多芸排水機場に変圧器、高圧コンデンサー、それぞれ一台が保管してあります。

なお、現在町内の二カ所、旧十三ヶ村と五三の排水機場に微量のPCBを含む高圧変圧器が五台ありますけれども、現在使用中でありますので、今後保管してある微量PCBを含む機器の処理を含め、県や関係土地改良区と相談しながら処分時期を検討してまいります。

次に、三つ目の質問の費用分担についてでございますけれども、基本的には公共施設が保管する八十九台のPCBを含む機器につきましても、国や県の補助制度はなく、全額養老町の負担で処理しなければなりません。なお、高田中学校に保管してあります高濃度PCBを含む高圧コンデンサー一台につきましても、事前登録をさせていただきますので、処理料金の三割の引きが受けられます。また、排水機場に保管してあります高圧コンデンサーの処理につきましても、平成二十五年度に独立行政法人環境再生保全機構が運用するPCB廃棄物処理基金からの助成金制度による中小企業者等軽減制度を活用して、関係土地改良区において処分されると聞いております。なお、この処理費用六百三十万円ほどと聞いておりますけれども、軽減制度活用によりまして、費用の七割が軽減される予定でございます。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 野村教育長、答弁。

○教育長（野村浩太郎君） 小・中学校、幼稚園の机や椅子の更改に「ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業」という御質問にお答えいたします。

現在、小・中学校で使用しております児童・生徒用の机・椅子は、天板、座面、背もたれが集成材のものを使用しております。更新につきましては、計画性を持って順次買い換えをしております。

今回御提案をいただきました事業対象となる木製学童机・椅子

に比較しますと、補助金を入れても、なおまだ高い価格、それから重量、持ち運びに非常に重い、それからほかのこれまで多数入れております机・椅子との形状の違いなどを考えますと、今後も現在使用しているものを継続的に更新していくのが妥当であるというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

ただし、この木製家具が持つよさ、それから補助制度の利活用などを考慮しますと、幼稚園の椅子では検討の余地があるかというふうに存じますので、今後検討をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

〔七番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 七番 野村永一君。

○七番（野村永一君） 今、いろいろ御答弁いただきました。

再質問というところで、まず公有財産の件であります。売れるところは売るところで、まず可能性のあるところを御説明いただいたんですが、じゃあ町民の皆様は、それは行政のほうからしてみると、売れる可能性というか、ひよっとしてここは売れるんじゃないかというふうな思いの中で、例えば田んぼとか畑とか雑種地も、それは町民の目から見たらどうなのかということろですね。

先ほど、答弁の中で、今の現状はどうやというところの中で、現状のほう、遊休地の扱い、それは畑をつくってみえるとか、米をつくってみえるとかいうところのお話がなかったわけですが、それは面積的にもよるんですが、隣の人がぜひとも欲しいという人が見えになるかもしれませんね。

そこで、やはりこれは全て公有財産、行政財産、普通財産も、これはあまねく公表すべきだと思うんです。ですから、それは何筆あつて、ここの地にどれだけあるかというところは、幅広く、

くどいようですけれども、ホームページ、それとも町報も活用しまして、ぜひとも情報公開のほうでよろしく願います。

今、盛んに、世間では原子力にかわってメガソーラー、事業用の太陽光発電が今盛んに建設のほうが動いておりますが、先ほどの中の種目の中で、雑種地とか田（畑）、森林等もそちらのほうに大いに活用できるんじゃないかというところも十分踏まえていただければ、より資産の活性化になると思うんですが、その点いかがでしょうか。

あと、先ほど森林環境税に関しましては、前向きないろんな事業内容がございますので、それに伴いまして順次活用していくというふうな答弁をいただきました。一つ、その中で、これはまた提案ということになるんですが、公共施設等における県産材の利活用促進事業の中で、今、これは二十一年か二十二年から、養北保育園の幼保一元化の合併に向けて、るる事業が進んでおりまして、用地の買収から埋め立てに関する基本設計も終わり、今現在、埋め立てに入っておりますが、公立の保育園に関しては国とか県の補助金、助成金がないというところで、じゃあそのお金をどうやって捻出するんかというところの中で、先ほど言いました公共施設等における県産材の利用促進事業の中にも、この保育園の建設に当たって事業対象になるかと思いますが、こちらのほうはいかがでしょうか。

現実、平成二十四年度には飛騨市で新鮎ノ瀬保育園が、木造化のために平成二十五年三月の完成というふうになっておりますし、揖斐川町のきよみず幼稚園も平成二十五年三月で木造化というふうに事業が進んでおります。

ポリ塩化ビフェニルの処理状況でございますが、先ほど高田中学校のほうに一台と庁舎、それと排水機場にもあるというところ

で、それは平成二十五年度中に廃棄処分を行うところ、補助金、助成金を利用しての制度もあるところで、総額六百三十万円の率はどれぐらいであつて、じゃあその各土地改良区が費用負担するところをお聞きします。

それに関して、あくまでもこの六百三十万円というのは処分することだけでございますので、それにかかわる費用、例えばこん包とか運送等は全く別の事業費になるかと思うんですが、そちらのほうは、また特殊作業になりますもので、この六百三十万では済まないと思うんですが、そちらのほうを把握しておみえになるかお聞きいたしましたして、再質問いたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再質問にお答えをいたします。

まず第一点目は、普通財産の情報公開ということでございます。もとより町民の財産でございますので、公開するのが原則だというふうに考えております。現在、デジタル情報化を進めております。それから、地目等の突合等も必要となるうかと思っております。そういったものを完成した時点でホームページ等での情報公開を考えていきたいというふうに考えております。

それから、公立保育園の県産材を利用するの事業ということでございますけれども、木造で新しい保育園ができればすばらしいものだと思いますけれども、木造でやられたところのお話を聞きますと、非常に高額にもなります。助成があつても高額にもなるということがございますので、その点、もう少し精査し、調査しましてから、結論は出したいというふうに思います。御提案として受けとめてさせていただきますというふうに思います。

それから、PCBの件につきましては、農林のほうから答えさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 川地農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（川地豊己君） 野村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほど町長のほうから、町内の排水機場にございます高濃度PCBを含む高圧コンデンサーについて御答弁がございました。現在、町内の五三（大野）排水機場に四台と旧十三ヶ村排水機場に二台、それから大巻排水機場に二台、合計合わせまして八台のPCBを含みます高圧コンデンサーが保管してございます。この処理が約六百三十万円かかるというふう聞いております。

先ほど町長のほうから御答弁がございましたように、独立行政法人の環境再生保全機構が運用するこの基金の助成金制度を活用しまして、六百三十万円のうち、約七割が軽減されます。ですから、土地改良区の負担といたしましては、約百九十万円ほどになるかと思えます。この処理費につきましては、あくまでもPCB機器の処理費だけでございますので、ここから豊田市のほうへ運んでいく、いわゆる収集運搬費は別でございます。この収集運搬費につきましては、農林水産省が国の事業として行っております土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業というメニューがございます。その収集運搬費の二分の一が補助されるという制度がございます。

平成二十五年度に、先ほど申し上げました、この三排水機場にごす八台の高圧コンデンサーを処分されるわけでございますけれども、今言いました機構からの助成金、それから運搬費につきましては国のPCBの処理対策促進事業をしまして実施されるというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 済みません、先ほど野村議員のほうから提

案のごございました太陽光発電メガソーラー等の基地に貸してはどうかという御質問の答えがしてございませんでしたので、まず一つの方法としてはよい提案であるというふうに思っておりますけれども、有効に活用ができるかどうかという問題もございまして、企業からの見方もございまして、調査・研究しながら、一つの方法として検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（松永民夫君）

高木生活環境課長、答弁。

○住民福祉部生活環境課長（高木久之君）

先ほどの野村議員のPCBの関係の質問に対して、お答えさせていただきます。

町で保管してありますPCBの製品で、高濃度であるのは高田中学校のキュービクル室に保管してあります高圧コンデンサーだけでございます。これは、平成二十六年に豊田市にあります日本環境安全、通称JESCOで処分することになっております。この費用につきましては、重量が三十七キログラムありますので、これに決められた定価が六十五万二千元、そこから三割の割り引き一万九千五百円を引いて六十三万二千五百円で処理する予定になっております。

なお、収集運搬費用につきましては、決められた収集運搬業者の中から見積もりをとって、日にちが迫った時点で調べたいと思っております。以上でございます。

〔七番議員挙手〕

○議長（松永民夫君）

七番 野村永一君。

○七番（野村永一君）

最後の質問になりますが、普通財産の管理にしましては、ぜひとも完全に把握していただいて、情報公開のほうをよろしく願いますとの要望と、先ほどのPCBですが、これは非常に町民の安全・安心のためにも、特に高田中学校におきましてはキュービクル室にあるというところで、今完全に

保管状況はパーフェクトだと思っておりますが、その管理を怠ることなく、処理ができることをお願いしまして、私の一般質問といたします。

○議長（松永民夫君）

以上で、七番 野村永一君の一般質問を終

わります。

一般質問は全て終わりました。

日程第三、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（松永民夫君）

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

本日はこれをもって散会します。

なお、議会最終日は、明日十二月十九日午前九時三十分より会議を開きます。本日は御苦勞さまでございました。

（散会時間 午後〇時十七分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十四年十二月十八日

議長 松 永 民 夫

議員 長 澤 龍 夫

議員 大 橋 三 男

